

[別紙1]

## 鳥取県林業種苗安定供給に資する連携活用施設等整備事業費補助金の 事務手続きについて

### 1. 交付申請提出（各地方事務所が別に定める日）

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

※交付申請の取り下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは：事業内容が完了した日

### 5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日を経過する日）

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

額の確定通知後、原則、20日以内に補助金を支払います。

#### ○問い合わせ先

##### 【全般】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220  
農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課  
電話0857-26-7305 moridukuri@pref.tottori.jp

#### ○資料提出先⇒各地方事務所

- ・東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 0858-72-3831
- ・中部総合事務所農林局林業振興課 0858-23-3341
- ・西部総合事務所農林局農林業振興課林業振興室 0859-31-9678
- ・西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課 0859-72-2021